

学校感染症にかかった時の対応について

お子様が下記の学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条に基づいて、医師の許可が出るまで療養に専念して下さい（この期間は、感染拡大防止のため「出席停止」となり、欠席扱いにはなりません）。感染症が治った際は、下記の治癒証明書をかかりつけ医に記入していただき、学校へ提出して下さい。

	学校感染症	出席停止期間
1	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性抗生物質剤による治療が終了するまで
2	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
3	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
4	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
5	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
6	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
7	結核，髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
8	第3種感染症 (コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症)	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※インフルエンザ・新型コロナは「インフルエンザおよび新型コロナ回復届」を提出してください。

【証明書】

琉球大学教育学部附属小学校長 殿

____年 ____組 名前 _____

上記の者は、**学校感染症**（ _____ ）で下記の期間療養が必要でした。集団感染の恐れがなく、再登校が可能であることを証明します。

※ 療養期間（ ____月 ____日～ ____月 ____日まで）（出席停止期間）

____年 ____月 ____日

医療機関名

医師名

印